## 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定昭和二十四年政令第三百七十九号

基き、この政令を制定する。 | 中四年法律第二百二十八号)第五十九条の規定に | 内閣は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二 | 中間による意見の聴取の手続に関する政令

(この政令の趣旨)

第一条 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手続については、同条に定めるもののほか、この政令の定めるところによる。

(予告及び公告)

第二条 審理員(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員をいう。次条において同じ。)は、審査請理員をいう。次条において同じ。)は、審査請で成め、これを当該審査請求人に予告し、かつ、事案の内容とともに公告しなければならない。

(重記を)ない。 前までに行わなければならない。 2 前項の予告は、意見聴取会の期日より三週間

(意見聴取会)

第三条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰

きる。 機関の職員及び学識経験のある者その他参考人 機関の職員及び学識経験のある者その他参考人 第四条 議長は、必要と認めるときは、関係政府

第五条 利害関係人又はその代理人として意見聴 1 第五条 利害関係人又はその代理人として意見聴 1

第六条 意見聴取会においては、まず審査請求人 1 第七条 審査請求人又は利害関係人の代理人は、 競セ条 審査請求人又は利害関係人の代理人は、 意見聴取会において、証拠を提示し、又は意見 を述べることができる。

い。 理人に通知し、かつ、公告しなければならな

(調書)

記名押印しなければならない。 当該事案の記録につづらなければならない。 第十一条 調書には、次の事項を記載し、議長が第一条 意見聴取会については、調書を作成し、

事案の表示

一 意見聴取会の期日及び場所

一議長の職名及び氏名

四 審査請求人及び出席したその代理人の住所 及び氏名

のある者その他の参考人の氏名 出席した関係政府機関の職員及び学識経験

・ 陳述又はその要旨

の標目
ハ 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠

事項 ・ その他意見聴取会の経過に関する重要な

した者及びその代理人も同様とする。 て当該事案について利害関係のあることを疎明 案の記録を閲覧することができる。書面をもつ 第十二条 審査請求人及びその代理人は、当該事

· )附 (則

九一号) 附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三

法律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十

この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年

前に提起された訴願等につきこの政令の施行後(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行行後も、なお従前の例による。この政令の施行「訴願等」という。)については、この政令の施行「訴願等」という。)については、この政令の施行。順、異議の申立てその他の不服申立て(以下請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下

| 等についても、同様とする。 | 等についても、同様とする。 | にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴

**附 則 (昭和五五年一〇月一一日政令第** でよる不服申立てとみなす。 でよる改正後の規定の適用については、同法ができることとなる処分に係るものは、この政ができることとなる処分に係るものは、この政は、正の政権を関係する。 ので、この政令の施行後

二五九号) 抄附 則 (昭和五五年一〇月一一日政令第

から施行する。

五号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十

則 (平成六年九月一九日政令第三〇

(施行期日) 三**号**)

成六年十月一日)から施行する。 第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平

(三号) 抄 即 (平成九年一二月二五日政令第三

(施行期日)

三九二号) 附 則 (平成二七年一一月二六日政令第

(施行期日)

(経過措置の原則) (経過措置の原則) から施行する。 (平成二十八年四月一日)から施行する。

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に第二条 行政庁の処分その他の行為又はこの政にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政にがある場合であれた行政庁の処分その他の行為又はこの政策工条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に